

(様式1)

入札参加資格確認票

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所	
商号又は名称	
代 表 者	

1 委 託 業 務 名 福島小学校前交差点ほか747か所交通信号機、道路標識及び走行管理装置保守業務

2 委 託 業 務 箇 所 徳島市福島一丁目7番28号先ほか747か所

現時点において、上記委託業務の入札公告及び入札後審査方式一般競争入札（価格競争）の共通事項の「入札に参加する者に必要な資格」に定められた事項のうち、次の全ての事項に該当し、入札参加資格を有していることを届け出ます。

なお、落札決定までの間において、届出内容に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ることを誓約します。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 入札公告日から開札日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号）に基づく入札参加資格停止となっていない者であること。
- ③ 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱（平成23年3月28日管第100597号）に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- ④ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の写しを発注者が提出を求めた場合に提出できる者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑥ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- ⑦ 令和6年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下「参加資格業者名簿」という。）に建設工事の種類が「電気工事」で掲載されている者であること。
- ⑧ 徳島県内に本社、本店、営業所等を置き、当該業務の実施に必要な体制を確保し、機器の故障その他の緊急事案が発生したときに速やかに対応できる者であること。
- ⑨ 平成26年度以降に都道府県警察が設置する交通信号機の保守委託又は機器点検業務の実績（当該業務の再委託及び修繕の実績を含む。）がある者であること。